

豊かな自然と文化遺産

鳥取中部ふるさと広域連合消防局 消防局長 小田 行代



鳥取中部ふるさと広域連合は鳥取県の中央部に位置し、県下で最も立地条件に恵まれた農業地域で昭和42年から中部農業経済圏として一体的な整備が進められたように古くから一つの生活圏として発展した圏域であり倉吉市と東伯郡の1市8町1村（倉吉市、羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町、赤碕町）で構成され、面積は776.5平方キロメートル、人口は約12万人で豊かな自然や温泉地、文化遺産など多くの資源に恵まれ、本県の農業や観光の中心となっています。

圏域内には世界屈指のラジウム含有量を誇る三朝温泉のほか羽合、東郷、関金などの温泉群を有し、日本海岸は規模の大きい砂丘海岸とその背後に雄大に広がる丘陵、大山隠岐国立公園及び中国山脈に連なる森林地域など、特性のある豊かな自然に恵まれており、東郷湖一帯は「東郷湖羽合臨海公園」として大規模な整備が進められ、平成7年7月には東郷湖畔に建設された国内最大級の中国庭園「燕趙園」が開園され連日多数の見学者が訪れています。

また、伯耆国庁跡など埋蔵文化財や学術的に価値のある文化遺産が数多く残され、三朝町には奈良時代に役行者が開いたといわれる修験者の聖地「三徳山山仏寺」があり断崖絶壁に張り付くように奥の院の投入堂（国宝）が建っている。

中心となる倉吉市の歴史は古く、古代には伯耆国の中心として栄え、南北朝時代には市街地の南にある打吹山に城が築かれ、城下町として発展し、今でも玉川沿いの白壁土蔵群や商家の町並みに当時の面影を見ることが出来ます。

当鳥取中部ふるさと広域連合は、昭和47年に鳥取県における最初の広域行政組織が発足し、

また、昭和52年には複合的一部事務組織である中部広域行政管理組合へと発展したものを、さらに今後の広域行政需要への対応並びに行政体制の整備を目指し、中部広域行政管理組合を解散し、新たに平成10年4月1日広域連合として発足しました。消防業務のほかに、ごみ処理施設の設置管理事務、滞納整備事務、県からの権限移譲事務（火薬類の消費の許可、液化石油ガス設備工事の届出の受理事務等）、介護保険の審査事務、し尿処理施設、火葬場施設の設置管理事務、休日急患診療所の設置管理事務等12の業務を行っています。

特に県からの権限移譲を受けて広域連合が発足するのは全国で初めてのケースであり、また、滞納整理事務は各市町村で徴収が困難なものについて市町村から移管を受け、専門職員により滞納整理を行い全国から注目を集めています。

当地域の消防行政は、昭和23年11月に倉吉町消防本部、倉吉町消防署として設置されていたものを昭和47年4月、広域消防政令指定により中部地区1市8町1村で広域行政として1消防本部、1消防署、3分署定員103名で発足、平成10年4月に鳥取中部ふるさと広域連合消防局となり現在1消防局、4署（倉吉消防署、西倉吉消防署、羽合消防署、東伯消防署）消防職員137名及び10市町村消防団員1,431名をもって「中部の防災」を担っております。

また、鳥取県は早くから消防広域化を実施しており、昭和51年に西部消防局、昭和53年に東部消防局が広域化され、3消防局で全県下をカバーしています。

管内の火災は年間60件～80件前後で推移しており、救急件数は平成10年3,321件で年々増加の傾向を示しています。現在、救急車7台のう

- の励行に努めること。
- (5) 消防機関による防火診断等を積極的に受けること。
 - (6) 電気、ガス設備、火気使用箇所、可燃物・危険物の保管場所等の点検・整備に努めること。
 - (7) 文化財周辺の環境の整理・整頓に努めること。
 - (8) 震災時に消火栓や非常通報装置が使用できない場合を想定し、これらの代替措置を講じておくこと。

- (9) 震災時に対処するため、木造建築物等の点検及び応急資材の準備をしておくこと。
- (10) 避難路、避難場所の点検及び整備に努めること。

我が国には、歴史的また芸術的な建造物が数多くあります。国民共通の貴重な財産である文化財を火災等の災害から保護し、これらの財産を後世に伝えていくことは、私たちの重要な責務です。再度この時期に、文化財防火についての関心を高めていただくようお願いします。

☆消火栓付近等での違法駐車は絶対にやめよう！

(消 防 課)

道路や歩道上または公園等の比較的人目につくところに、右図のような「消火栓」や「防火水そう」と書かれた丸い標識に気づかれたことはありませんか？

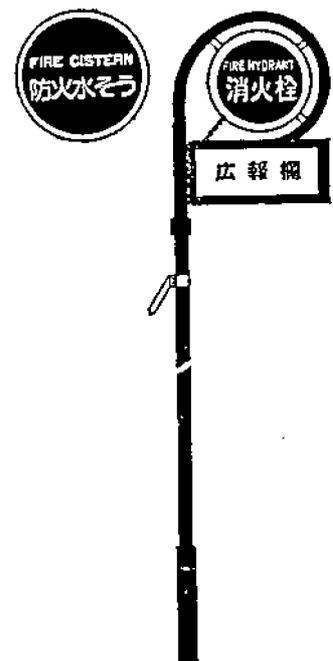
これらは、消防隊員が消火活動を行う際に使用する「消防水利」の位置を、一般の方々にわかりやすく示すための目印となるものです。

万一火災が発生したときは、いち早く消防自動車等が駆けつけます。火災が起こった場所から最も近い「消防水利」から迅速に吸水し、放水することが消火活動で最も重要なことであり、そのために消防隊は、消防水利の保全に努めています。

しかし、いかに消防自動車等が現場に早く到着しても、消火栓の蓋の上に車が停めてあったために、放水が遅れて火災が拡大してしまったことや狭い道路に違法駐車車両があったために、消防自動車等が火災現場に接近出来ず消火活動が遅れて貴重な財産が失われたり、尊い人命が危険にさらされてしまったことなど、消防活動上支障となるような事案が実際に起こっているのです。

このような違法駐車のために、尊い人命や貴重な財産が失われるような事態を避けるために、消防水利は、いつでも支障なく使用できる状態

におかれていなければなりません。消防法や道路交通法においても、その趣旨の規定を設けて消防水利の保全を図っていますが、法による規制だけでは十分でなく、広く一般の方々の理解と協力が得られて、はじめてその目的が達成されるものです。



※次の場所での駐車は道路交通法により禁止されています。

1 消防水利の周辺

- (1) 「消火栓」と書かれた標識が設けられている位置から5メートル以内の部分
- (2) 消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- (3) 消防用防火水槽の側端又はこれらの接する出入口から5メートル以内の部分
- (4) 指定消防水利（プール、池、井戸、河川

等)の標識から5メートル以内の部分

ル以内の部分

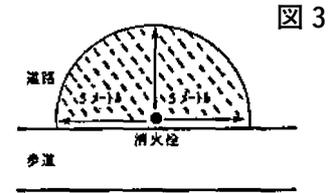
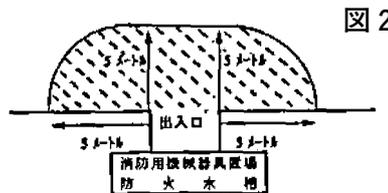
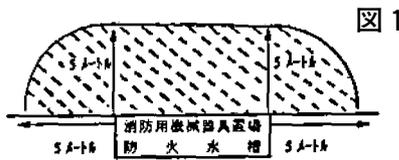
2 その他

(1) 消防用機械器具の置場(消防自動車等の車庫や消火用ホース格納箱等)の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メー

(2) 火災報知機から1メートル以内の部分

(3) 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合

[駐車禁止となる例]



☆電気器具の安全な取扱い

(予 防 課)

電気器具は取り扱いが容易なことから家庭内に広く普及していますが、誤った使い方をしたり、故障したままで使うなど取り扱いを誤ると火災の原因になることがあります。平成9年の建物火災(放火を除く)30,958件中、電気器具による火災は2,814件で9.1%を占めています。電気器具からの火災を防ぐために次のことに注意しましょう。

○ 電気器具の正しい使用

電気機器を使用する際には、その器具の取扱い説明書をよく読み、その機能を十分理解し正しく使用することが大切です。また、器具から異音がでたり、異臭がするなど器具に変化が生じた場合には、早急にサービス店等に点検・整備を依頼するなどの措置が必要です。また、電気ストーブ、電気アイロン、ヘアドライヤーなどは、スイッチを切り忘れた状態で放置しておくとは火災の原因となりますので、使用しないときは、器具スイッチを切るだけでなく差込プラグをコンセントから抜いておくことが大切です。

○ 電気配線等からの出火防止

最近では生活の中で家電製品やOA機器など、数多くの電気器具を使用するようになりました。

このため、コンセントが不足することもあり、

たこ足配線になりがちです。

コンセントの電気の許容量を超えて電気器具を使用するとコンセントが過熱し、火災になることもあります。コンセントの許容量にあった機器の配線を行い、たこ足配線は絶対に止めましょう。

また、プラグにはほこりや湿気等が付着したまま長い間コンセントにプラグを差し込んだままにしておくことにより、プラグの両刃間に電流が流れ(トラッキング現象)発熱して火災となることがありますので、外出時や就寝時はもとより使用しない時には、器具のプラグをコンセントから抜いたり、プラグに付着したほこり等を清掃するようにしましょう。

また、傷ついたコードを使用すると、その部分が過熱して出火する場合があります、大変危険です。傷ついたコードは取り替えましょう。

☆ 1月17日は「防災とボランティアの日」

(防 災 課)

大規模な災害が発生した場合には、行政機関のみで被災地における多様なニーズに対応することは困難であり、被災者一人ひとりにきめ細かな配慮をするためには、柔軟かつ機動的なボランティアの役割が必要不可欠であります。

我が国においては、災害時におけるボランティア活動の重要性については、雲仙岳噴火災害や北海道南西沖地震等の際にも知られていましたが、阪神・淡路大震災で多くのボランティアの活躍により、その関心が国民的な高まりを見せるに至りました。

このような状況等を背景として、平成7年12月、政府、地方公共団体等防災関係諸機関をはじめ広く国民が、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的として、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」を創設することが閣議了解されました。

「防災とボランティアの日」は毎年1月17日、「防災とボランティア週間」は1月15日から1月21日までとされ、防災関係諸機関は、この週間において、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のための講演会、

講習会、展示会等の行事を全国的に実施するものとされました。

平成10年度（平成11年1月）の「防災とボランティア週間」中、地方公共団体においては、44都道府県、595市町村が各種の行事を実施しました。また、平成11年4月1日現在、災害ボランティアに関する登録制度については、21都道府県、139市町村において実施されています。

このような各種取り組みや阪神・淡路大震災の経験と教訓は、平成9年1月に発生したナホトカ号流出油災害、平成10年8月末豪雨災害等、大規模災害発生地におけるボランティア活動に着実に生かされております。折しも平成9年度の国連総会において、2001年を「国際ボランティア年」とする決議がなされるなど、国際的にもボランティア活動そのものの重要性を訴える機運が高まっています。今後とも、防災関係諸機関等が協力して、災害時におけるボランティア活動や自主的な防災活動の重要性に対する地域住民の認識を一層深め、災害への備えの充実強化を図るとともに、地域住民に身近な普及啓発活動等を積極的に進めていただくようお願いいたします。

最近の行事から

平成11年度

消防設備保守関係功労者表彰
優良消防防災システム表彰
住宅防火対策優良推進組織等表彰

(予 防 課)

消防庁では、去る10月12日(火) 午後4時より、東海大学校友会館（霞が関ビル33階）において平成11年度消防設備保守関係功労者、優良消防防災システム及び住宅防火対策優良推進組織等の表彰式が盛大に挙行されました。

式典では、鈴木消防庁長官の式辞の後、各表彰ごとにそれぞれ表彰状が授与され、閉式後には記念写真の撮影及び祝賀会が行われました。

【消防設備保守関係功労者表彰】

消防設備の設置及び維持管理の適正化を通じて消防行政の推進に寄与しその功績が顕著であった者を、消防庁長官が表彰するもので、昭和60年度から実施しています。

〔表彰者 16名〕

北海道消防機材(株)	代表取締役社長	八 木 忠 雄
(株)豊国電機工業所	代表取締役	金 谷 四須男
東北量水器(株)	代表取締役	村田 與治兵衛
(有)鈴木鉄工販売所	代表取締役	鈴 木 國 雄
(有)村山商会	代表取締役	村 山 脩三郎
(有)東和商会	代表取締役	山 中 丑 三
高橋防災(株)	代表取締役	大 沼 定 次
杉浦電気工事(株)	代表取締役社長	杉 浦 匡 介
三重電業(株)	代表取締役社長	楠 修 次
米澤電機(株)	代表取締役会長	米 澤 康 彦
(株)セイブ	代表取締役会長	森 口 政 矩
(有)松尾管機工業	代表取締役	松 尾 利 宣
雉鳥工業(株)	代表取締役	雉 鳥 進
シイハラ防災設備(株)	代表取締役	椎 原 洋 海
(株)ヤマトボーデン	代表取締役	坂 元 耕 三
金城電気工事(株)	代表取締役会長	金 城 常 弘

【優良消防防災システム表彰】

消防防災システムのインテリジェント化推進要綱（昭和61年12月5日消防庁長官通知）に基づき、特に優れた消防防災システムの設置者、施工者、設計者及び開発者を消防庁長官が表彰するもので、昭和63年から実施しております。

〔表彰対象 11件〕

アジア太平洋インポートマート・総合消防防災システム
品川インターシティ・総合消防防災システム
都道府県会館・総合消防防災システム
ベルマージュ堺壱番館・新素材スプリンクラーシステム
金山南ビル・避難誘導システム
博多リバレイン・総合消防防災システム
新東京国際空港第一旅客ターミナル・総合消防防災システム
小樽ベイシティ・総合消防防災システム
小倉競馬場・総合消防防災システム
ガーデンシティ西梅田ビル・総合消防防災システム
京都競馬場・総合消防防災システム

【住宅防火対策優良推進組織等表彰】

住宅防火対策を積極的に推進し、地域住民に住宅防火意識を向上させるなどの効果的な広報活動があった団体を、消防庁長官が表彰するもので、平成6年度から実施しています。

〔表彰団体 5団体〕

熊本市高齢者等安全なくらし連絡会議（熊本県熊本市）
大宮町第3区防災会（茨城県大宮町）
鳥取市吉方温泉二丁目自主防災会（鳥取県鳥取市）
駅前防災会（鳥根県大東町）
朝見一丁目一区自治会（大分県別府市）



海外からの研修員が消防庁を訪問

(消 防 課)

消防庁では、国際協力事業団（JICA）と協力して、開発途上諸国の消防分野の発展に寄与することを目的として、消防関係者に対する各種の研修を実施していますが、その1つである消防行政管理者研修に参加されている研修員10名の方々が平成11年10月12日(火)に、また、火災予防技術研修に参加されている研修員8名の方々が同13日(水)にそれぞれ消防庁を訪問されました。

消防行政管理者研修は消防庁が、火災予防技

術研修は名古屋市消防局が中心となって、研修を実施しており、本年度で消防行政管理者研修が平成元年度に開講して以来11回目、火災予防技術研修が平成2年度に開講して以来10回目になります。

当日は、訪問された研修員の方々から、講義や視察を通して、消防分野における知識及び技術の向上に取り組んでいるとの報告がありました。



消防行政管理者研修（審議会室にて）



火災予防技術研修（審議会室にて）

国際緊急援助活動に係る消防庁長官表彰及び感謝状贈呈について

(総務課)

消防庁では、トルコ共和国で発生した地震災害に際し、国際消防救助隊として同国に派遣され功勞のあった国際消防救助隊員に対する表彰並びに消防庁長官の要請に基づき隊員を派遣された消防本部に対する感謝状の贈呈を下記のとおり行いました。

記

1 表彰式

- (1) 日時 平成11年10月28日(木) 11時00分から
- (2) 場所 JTビル7階 自治省講堂 (港区虎ノ門2-2-1)

2 受章者等

- (1) 消防庁長官表彰 (国際協力功勞章) 受章者 (25名)

消防庁救急救助課	広域消防応援対策官	北出 正俊	神戸市消防局	消防司令	岡田 幸宏
東京消防庁	消防司令長	高橋 智章	〃	消防司令補	八代谷 徹
〃	消防司令	丸田 茂男	〃	消防士長	岡田 敏幸
〃	消防司令補	湯田 喜智	〃	消防士長	村上 正人
〃	消防司令補	榎本 暁	川崎市消防局	消防司令補	伊藤 聡夫
〃	消防司令補	石川 繁	〃	消防司令補	鈴 伊知郎
〃	消防司令補	三宮 昭太	〃	消防士長	吉村 秀久
〃	消防司令補	持丸 富夫	〃	消防士長	松本 智禎
〃	消防司令補	安達 広	市川市消防局	消防司令補	羽田野 清
〃	消防司令補	石田 孝二	〃	消防士長	村田 義弘
〃	消防司令補	福原 昭彦	尼崎市消防局	消防士長	岡 英和
〃	消防士長	菊池真紀夫	〃	消防士長	下村 毅
〃	消防士長	大澤 晃			

- (2) 消防庁長官感謝状贈呈機関 (5機関)

東京消防庁
神戸市消防局
川崎市消防局
市川市消防局
尼崎市消防局



平成11年度防災功労者消防庁長官表彰について

(総務課)

本年6月及び9月に発生した豪雨災害に際し功績のあった団体に対し平成11年防災功労者消防庁長官表彰が、去る10月28日(木)14時00分から自治省講堂において、多数のご出席のもと盛大に挙行されました。

式典では初めに鈴木消防庁長官の「式辞」の後、受賞団体ごとにそれぞれ表彰状が授与され

ました。

最後に、受賞者を代表して広島県呉市消防団団長大段忠彦氏が「謝辞」を述べ式典を終了しました。

閉式後、記念写真の撮影を行い、その後解散となりました。

なお、受賞団体は、次のとおりです。

平成11年防災功労者消防庁長官表彰受賞者

「平成11年6月末豪雨災害」

広島県 広島市安佐南消防団
広島市安佐北消防団
広島市佐伯消防団
呉市消防団

「平成11年9月 台風16号・18号及び秋雨前線による被害」

岐阜県 古川町消防団
白鳥町消防団
高鷲村消防団
清見村消防団
河合村消防団



平成11年度消防団啓発ポスター等の作成について

消 防 課

1 ポスター・パンフレット作成の趣旨

消防団は、地域社会における消防防災の核として重要な役割を果たしている一方で、都市化による住民の連帯意識の希薄化の傾向、過疎地域における若年層の減少等の影響を受けて、消防団員数の減少、消防団員の高齢化等様々な課題が生じてきており、消防団の充実強化を推進することが必要となっています。

そこで、地域住民の消防団活動への理解と協力を促すとともに、特に青年層・女性層の消防団への参加促進を図ることを目的として、消防団啓発ポスター及び消防団参加促進パンフレットを作成しました。

2 ポスター・パンフレットの概要

(1) 写 真

雑誌等のモデルとして活躍中の市村太志さん、小城京平君がモデルです。

(趣旨)

若い消防団員とその子供を登場させることで、地域住民が、同じ地域に住み、家庭を持っている消防団員をより身近な存在と感じ、消防団に関心を持つきっかけとなることをねらいとしました。どこにでもいるような親子の明るい笑顔を通して、青年層・女性層が入団したいと感じるようなやさしい雰囲気をつくりだしています。

また、現職の消防団員とその家族にも好感を持って迎えらるる表現としました。

(2) 規 格

ア ポスター B2版 アート紙

イ パンフレット B5版 アート紙

(3) 標 語 「ぼくのパパ、我が家の自慢の消防団」

「みんなの街を守る消防団 若い力を期待しています」

(趣旨)

子供から見た父親像を通して消防団員の誇りを、さらに、団員を支える家族の誇りを表現しました。

また、「自分達の地域は自分達で守る」という意識と地域の連帯感を、家族の絆と重ね

あわせて連想できるような表現としました。

3 ポスター・パンフレットの配布部数及び配布先

(1) 配布部数

ア ポスター 255,000枚

イ パンフレット 1,200,000枚

(2) 配布先

ア ポスター 各消防団（本部、分団）、各消防本部、各市町村、各都道府県、各小中高等学校、消防関係機関等

イ パンフレット 各消防本部、各市町村

4 協力・協賛

財団法人消防科学総合センター、財団法人日本宝くじ協会

5 ポスターの掲出期間

平成11年「秋の全国火災予防運動」期間（平成11年11月9日～平成11年11月15日）からできる限り長期間。



危険物安全週間推進標語募集中!!

危険物規制課

石油類をはじめとする危険物は、自動車、ストーブ、ボイラーの燃料や化粧品、あるいは塗料などの化学工業製品の原料に利用され、広く私たちの日常生活に浸透している反面、ひとたびその取扱いを誤ると、火災、爆発等の事故を引き起こし、多くの生命や財産を一瞬にして奪ってしまう場合も少なくありません。

こうした事故の発生を未然に防止するため、自治省消防庁では、地方公共団体、全国消防長会及び財団法人全国危険物安全協会と共催で、関係諸団体の協賛のもとに「危険物安全週間」を6月の第2週（平成12年度は6月4日(日)～6月10日(土)まで）に設定し、危険物関係事業所における自主保安体制の確立並びに家庭や職場において危険物を取り扱う方々の危険物の安全の確保に関する意識の高揚及び啓発を推進していくこととしております。

この「危険物安全週間」を推進し、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を図るため、自治省消防庁、地方公共団体、全国消防長会及び財団法人全国危険物安全協会では、「危険物安全週間推進標語」を広く募集します。応募方法は次のとおりです。

応募作品のうち、最優秀作品及び優秀作品の表彰は「危険物安全週間」中に危険物保安功労者、優良危険物関係事業所の表彰とあわせて行う予定です。

また、最優秀作品については、危険物の保安に関する意識を啓発するポスターに使用し、平成12年5月頃、都道府県、市町村、消防機関、危険物関係事業所等に配布するなど、様々な形でその周知を図っていくこととしております。

なお、平成12年度のポスターモデルは、プロ野球ヤクルトスワローズの古田敦也選手を予定しています。

応募方法 官製はがき1枚につき、標語1点とします。郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、職業、電話番号を明記してください。



応募作品は、未発表のものに限ります。

※官製はがき以外の応募や記入事項に不備がある場合は無効とします。

応募資格 特に制限はありません。

締切 平成11年12月27日(月) 必着

選考方法 関係行政機関、学識経験者等による標語審査委員会の厳正な審査によって行います。

賞 最優秀作 1点 消防庁長官賞と副賞20万円

優秀作 1点 全国危険物安全協会理事長賞と副賞10万円

優良作 10点 記念品

※ 入選作品の応募者には、その旨お知らせします。

入選作品の著作権は主催者に帰属するものとします。

あて先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号 日本消防会館5階

(財)全国危険物安全協会内
危険物安全週間推進協議会

☎ 03-3597-8393

過去の最優秀作品推進標語（ポスターモデル）

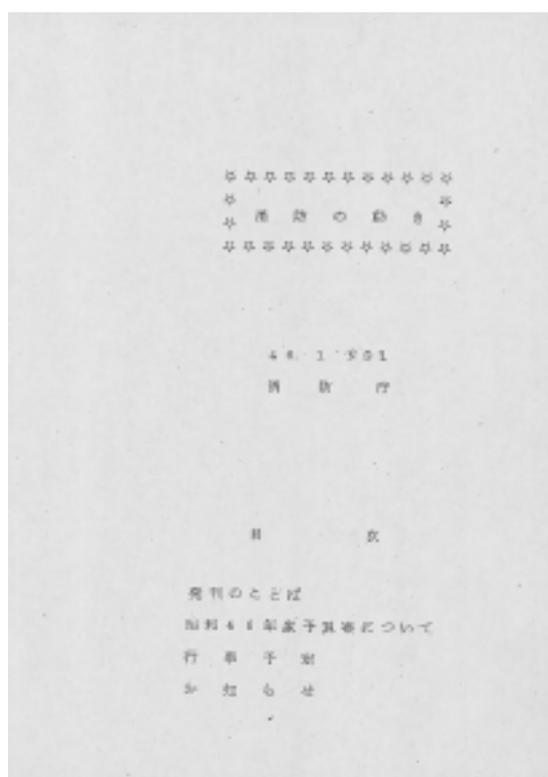
- 平成2年度 “まさか”より“もしも”で守ろう危険物（ゴルフ 日陰温子）
3年度 危険物いつも本番待ったなし（競馬 武豊）
4年度 心、技、知、危険物には真剣勝負（サッカー 三浦知良）
5年度 危険物その時その場が正念場（柔道 古賀稔彦）
6年度 一瞬のすきも許さぬ危険物（サッカー 松永成立）
7年度 確実な攻守がきめての危険物（棋士 羽生善治）
8年度 危険物むき合う心いざ集中（テニス 沢松奈生子）
9年度 気を抜くな扱う相手は危険物（ラグビー 平尾誠二）
10年度 安全は日々の気持ちの積み重ね（ゴルフ 芹澤信雄）
11年度 危険物一手先読む確かな点検（囲碁棋士 梅沢由香里）



平成11年度危険物安全週間推進ポスター
（ポスターモデル 梅沢由香里さん）

11月の広報テーマ

- ☆秋の全国火災予防運動
- ☆11月9日は「119番の日」
- ☆住宅防火対策の推進<住宅防火診断>
- ☆たき火による火災の防止
- ☆住民参加による防災まちづくりの推進
- ☆危険物施設等における事故防止について



編集後記

今年も残すところあとわずかとなり、何となく落ち着かない毎日となりました。

さて、今月号の中にもありましたが、9月末に茨城県東海村で発生した、JCO東海事業所ウラン加工施設における放射線被ばく事故ですが、皆さんも新聞等でご存じのように今回の事故は、日本初の「臨界事故」でありました。(ウランなどの核分裂性の物質がある程度の量集まると、自然に核分裂が連続して起こり、大量の放射線や熱を発生する。核分裂が連続的に進み始める境目を「臨界」といい、この状態を「臨界に達した」という。原子炉では、炉心にウランを含む核燃料を入れ、制御棒を引き抜いて、臨界状態をつくり出す。これと同様の臨界が偶発的に起きることを「臨界事故」という。：Jiji NewsWideより)

消防庁では、事故覚知後、直ちに災害警戒連絡室を設置し、情報収集及び情報連絡を実施した後、消防庁対策本部を設置し、県、市町村、消防機関に対して、避難対策や緊急搬送体制の確立を指示しました。

今回の事故では、人命を救助する側の救急隊員も被ばくするなど、今後の対応方法についての考え方など種々の問題を与えられたものでした。私たちの職種は、様々な場面で「危険予知」というものを考えていますが、まだまだ予知できない事象が世の中には数多くあるようです。

(消防の動きアラカルト：上記の写真は、消防の動き創刊号(昭和46年1月)です。)
(K.F)

消防庁ホームページ
<http://www.fdma.go.jp>

編集発行
消防庁総務課
〒105-8489 東京都港区虎ノ門
2丁目2番1号
TEL 03(5574)0121